

陳情 3 第 9 号

表題

黒沢採石場跡地、義山商店の埋立て事業について、その対応が適切であつたかどうかを東京都と青梅市に検証を求める陳情

趣旨

東京都情報公開条例にもとづいて東京都から公開された文書、採石別記 5 採石現場巡回日誌によれば、平成 18 年 5 月 18 日(木)の記載に「義山商店 工場長・青梅市環境対策課〇〇係長および〇〇主事立会いで、災害防止工事の完了確認検査を実施。測量の結果、埋戻し計画高より 2 m 程度高いが、盛土の地盤沈下を考慮し、概ね適切であるとの青梅市の判断があり、災害防止工事が完了したと認定した。」とあります。

埋戻し計画高より 2 m 程度高いが本当にこれでよかつたのでしょうか。2 m 程度高いのは、こういう考えは常識なのでしょうか。業者は、東京都に計画書を提出し、その計画書に基づいて埋立てを行なうのが常識と考えます。盛土の地盤沈下を考慮して、計画を立てるのではないのでしょうか。

採石場の総面積は約 124,900 m<sup>2</sup>、掘削済の面積は約 97,800 m<sup>2</sup>です。高さ約 2 m を埋めるだけでも 10 トントラック 2~3 万台の土砂が投入されたこととなります。埋立てにより、義山商店は多額の利益を得たのではないのでしょうか。

義山商店の黒沢採石場跡地は汚染問題が危惧されたところでもあります。

東京都の埋立て事業の指導・監督にも問題があつたのではないのでしょうか。

東京都と青梅市は、この対応が適切であつたかどうかを検証し、公表するよう求めるものです。

上記のとおり陳情いたします。

令和 4 年 1 月 17 日

陳情者住所 \*\*\*\*\*

氏 名 \*\*\*\*\*

電 話 \*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

青梅市議会議長 鴨居 孝泰 殿

